

令和4年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第6号
受 理 年 月 日	令和4年11月21日
件 名	埼玉中部環境保全組合へ「新ごみ処理施設の建設地に関する意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	福 村 賢 治 尾 関 行 雄
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	日高英城

【請願趣旨】

鴻巣市、北本市、吉見町の市長・町長の合意に基づき、現在埼玉中部環境保全組合では新たなごみ処理施設建設事業が検討されています。

ごみの処理事業はすべての住民の生活に直結する事業であります。また、長期にわたる事業で、多額の経費が発生し住民が負担することから、地方自治法第2条第14項で定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことが求められます。

本来ならば、埼玉中部環境保全組合の新規事業のことから、新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下検討委員会）において事業の基本計画となるごみ処理の種類（可燃・不燃・資源等）、処理方法（脱炭素、新技術、リサイクル等）などを検討し、処理量に見合う必要面積を積算し、想定される建設経費を試算し、地理重心、交通至便等々を検討することが優先されるべきであり、建設地はそれらを勘案して適切な場所に絞り込んでいくことが、より良い進め方と考えます。

しかし、設置された検討委員会に諮問された事項は、「建設予定地を決定すること」だけであり、場所は鴻巣市郷地安養寺に限定し、他地との比較は行わないとしています。これでは検討委員会を設置した意味が問われます。

この場所は、鴻巣行田北本環境資源組合が2015年に選定した場所であり、複数の疑問等が解消されないまま組合は解散し、建設予定地だった場所の状況は変わっていません。

構成市町が異なる埼玉中部環境保全組合の新規事業であることから、旧3市の組合の建設予定地を引き継ぐ形ではなく、改めて調査をし、予定候補地の複数（3か所位）を比較検討して、適地と説明するための説明責任が果た

されなければなりません。

よって、下記の請願事項を意見書として埼玉中部環境保全組合の管理者へ提出いただくよう請願いたします。

【請願事項】

- 1 現在、建設予定地として諮問に付している鴻巣市郷地安養寺については、旧組合で高評価であった複数（3か所程度）の候補地と、用地費・土木費・周辺整備費等の比較検討を埼玉中部環境保全組合としておこない、施設建設地としての説明責任を果たすこと。
- 2 北本市議会は、埼玉中部環境保全組合の管理者へ上記請願事項1について意見書として提出すること。